

静労発基 1118 第 1 号の 3
令和 4 年 11 月 18 日

各機関・団体の代表者 殿

静岡労働局長
(公印省略)

「静岡県の最低賃金」の周知について（協力依頼）

平素、労働基準行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、静岡県内の特定の産業で従事する労働者に適用される 3 件の「静岡県特定最低賃金」が改正されることとなりました。

つきましては、「静岡県最低賃金」（時間額 944 円）を含めた各最低賃金の金額等を記載したポスター及びリーフレット等を送付いたします（ポスターは後日別便となります。）ので、貴事業所に掲示・配架する等御活用いただき、周知・啓発に御協力いただきますようお願い申し上げます。

また、「静岡県最低賃金」の改正につきましては、本年 9 月 29 日付けで広報紙（誌）・ホームページ等への掲載をお願いしているところですが、このたび改正された「静岡県特定最低賃金」につきましても、同様に広報紙（誌）・ホームページ等への掲載による幅広い周知について、御高配を賜りたくお願い申し上げます。

掲載に当たっては別添の掲載文例を参考にいただき、また、ホームページ等で広報いただく場合はリンク等で次のアドレスを御利用いただけると幸いです。

(静岡労働局ホームページ最低賃金掲載ページ)

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/roudou/chingin.html>

なお、御多忙中恐縮とは存じますが、最低賃金に係る広報の参考にするため、「静岡県特定（産業別）最低賃金」の改正に係る掲載状況等について、別紙にて令和 5 年 1 月末日までに御回答賜りたく併せてお願い申し上げます。

静岡労働局労働基準部賃金室

〒420-8639 静岡市葵区追手町 9 番 50 号

静岡地方合同庁舎 3 階

電話 054 (254) 6315

mail chinginshitsu-shizuokakyoku@mhlw.go.jp

担当 : 太田

静岡労働局労働基準部賃金室 あて

静岡県最低賃金の機関紙（誌）等への掲載状況について

標記の件について下記のとおり回答します。

記

1 機関紙（誌）等への掲載状況（該当箇所に○を付けてください。）

・掲載した（機関紙名： 、掲載月： 月号）

・掲載予定（ 月号）

・掲載しなかった（理由： ）

・その他（機関紙（誌）（ホームページ含む）がない等）

2 ホームページに掲載した場合（該当箇所に○を付けてください。）

・掲載した ・リンク先に追加した ・既にリンクされている

・掲載していない（理由： ）

3 機関紙（誌）、ホームページ以外に掲載した場合

（ ）

4 貴機関について

名称等			
所在地			
電話番号			
メールアドレス			
御担当部署		御担当者名	
機関紙（誌）等名			
発行部数		発行日	

※ メールでご回答ください。メールアドレスは chinginshitsu-shizuokakyoku@mhlw.go.jp です。

（メールでのご回答が困難な場合、下記問い合わせ先にお電話ください。）

※※掲載済みの機関紙（誌）等の該当箇所の写しについてメール添付願えれば、幸いです。

御協力ありがとうございました。

（問い合わせ先）静岡労働局労働基準部賃金室 横山・太田

〒420-8639 静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3階

電話 054-254-6315

メール chinginshitsu-shizuokakyoku@mhlw.go.jp